

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
子どもとともに札幌の未来を考える
～子どもの権利条例の制定に向けて～
最終答申書＜概要版＞

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会は、札幌の子どもたちの現状把握のために行った懇談会や出向き調査、中間答申書にお寄せいただいた多くの市民意見などを参考に、「最終答申書」を作成しましたので、その概要をご紹介します。一緒に、「子どもの権利」について考えてみませんか？

みなさんの周りでは、子どもたちは、自分らしく生きいきと過ごしているでしょうか？
札幌のすべての子どもが、毎日を幸せに過ごしていくためには、家庭や学校、地域など、日常生活のあらゆる場面で、子どもたちが自分の「権利」を正しく行使するとともに、大人はその環境を整えていく責任があります。

最終答申書では、「子ども委員会」からの提案をもとに考えた「札幌の子どもにとって大切な権利」や、「子どもの権利を保障するためのきまり」などを提言しています。

是非ご一読いただき、今後の子どもたちの未来を、子どもたちとともに考えましょう！



1. なぜ「子どもの権利条例」が必要なのか？

「子どもの権利条約」があるのに、なぜ「子どもの権利条例」が必要なのでしょう。

条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、平成元年（1989年）の国連総会で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准したもので、子どものさまざまな権利を保障し、大人に子どもを大切にすることを求めています。そして、特定の国や文化にとらわれず、すべての国に受け入れられる性質をもっています。

一方、「子どもの権利条例」は、条約の理念を私たちのまち札幌で現実のものとするために制定を目指しています。札幌の子どもにとって大切な権利や参加の仕組み、権利侵害からの救済などについて、札幌の現状に即して、自治体の法である「条例」として具現化することが必要です。

検討委員会では、札幌市が条例を制定することで、下記4点が実現されると考えます。

● 子どもの権利の理解促進

子どもとともに、大人も「子どもの権利」について学ぶことが促進され、今まで以上に「子どもの権利」の理解を深めることができます。

このことにより、市民みんなで「子どもの権利」を尊重した取り組みを行うことが可能になります。

● 子どもにやさしいまちづくり

子どもに関する施策や事業は、子どもの意見や参加が尊重され、「子どもの権利」が保障されたものとなります。

その結果、子どもの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」がすすめられます。

● 自立した社会性を身につけた大人への成長

子どもが自ら権利を学び、自分らしく生きいきとした子ども期を過ごすことができます。

そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他者の権利も大切にす自立した大人へと成長・発達していくことが保障されます。

● 権利侵害からの救済

札幌市でも、残念ながらいじめや虐待、体罰などの権利侵害で悩み苦しんでいる子どもがいます。

その子どもたちのために、特別な救済制度が創設され、迅速かつ効果的な解決が図られます。